

阿賀野市条例第19号

阿賀野市印鑑条例の一部を改正する条例

阿賀野市印鑑条例（平成16年阿賀野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項第1号中「、住基カード」を削り、「貼付^{ちょう}」を「貼付」に改め、同条に次の1項を加える。

4 現に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合であつて、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときには、異なる印影の証明書が同日に複数発行されることを避けるため、当該印鑑登録証明書を回収するものとする。

第6条第3項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳（以下「可視台帳」という。）の作成及び保管を行うことができる。

第10条中「（印鑑登録原票）」を「（可視台帳）」に改める。

第14条第1項第3号中「失踪^{そう}」を「失踪」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。